

## 利用者負担説明書

### 通所リハビリテーションについて

(令和6年6月1日現在)

#### 1、介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### 2、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションについての概要

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### 3、利用料金及び利用者負担額一覧

##### 【基本料金】

通所リハビリテーション利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たり（介護給付）、1月につき（予防給付）の自己負担分です。）

##### 【1】指定介護予防通所リハビリテーション（予防給付）

###### ①基本利用料

- |       |           |
|-------|-----------|
| ・要支援1 | 2, 268円/月 |
| ・要支援2 | 4, 228円/月 |

###### ②利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合

(※要件を満たさない場合)

- |       |         |
|-------|---------|
| ・要支援1 | －120円/月 |
| ・要支援2 | －240円/月 |

※要件：リハビリ会議を行い、継続の必要性を検討する

③生活行為向上リハビリテーション実施加算

生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションを実施し、利用者の有する能力の向上を支援した場合

利用開始月から6月以内 562円/月

④退院時共同指導加算

退院前に医師または理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に利用された場合

1回のみ 600円/回

⑤栄養アセスメント加算

他職種が共同して栄養アセスメントを実施し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合

50円/月

⑥栄養改善加算

低栄養状態又はその恐れのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、サービスの実施、評価、計画の見直し及び管理栄養士が必要に応じて居宅を訪問した場合

3月を限度 200円/月

⑦口腔・栄養スクリーニング加算

(I) 利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行った場合

6月に1回を限度 20円/回

(II) 口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行った場合

6月に1回を限度 5円/回

⑧口腔機能向上加算

(I) 口腔改善のための計画を作成し、サービスの実施、評価、計画の見直しをした場合

150円/月

(II) 加算(I)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合

160円/月

⑨一体的サービス提供加算

栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施した場合

480円/月

⑩科学的介護推進体制加算

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合

40円/月

⑪サービス提供体制強化加算 I

介護福祉士が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上配置している場合

- ・要支援1 88円/月
- ・要支援2 176円/月

⑫介護職員等処遇改善加算

- ・上記①～⑪までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

※ 送迎は基本料金に含まれています。

## 【2】指定通所リハビリテーション（介護給付）

### ①基本利用料〔通常規模型につき〕

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369円
・要介護2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護5	491円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622円
・要介護2	738円
・要介護3	852円
・要介護4	987円
・要介護5	1,120円

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	715円
・要介護2	850円
・要介護3	981円
・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	762円
・要介護2	903円
・要介護3	1,046円
・要介護4	1,215円
・要介護5	1,379円

②サービス提供8時間以上の延長サービス	1時間	50円
〃	2時間	100円

③リハビリテーション提供体制加算（理学療法士などセラピストの合計数を満たしている場合）

3時間以上4時間未満	12円/日
4時間以上5時間未満	16円/日
5時間以上6時間未満	20円/日
6時間以上7時間未満	24円/日
7時間以上	28円/日

④リハビリテーションマネジメント加算

・多職種協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合

(1) リハビリテーションマネジメント加算（イ）	開始月から6月以内	560円/月
	6月以降	240円/月

・(1)内容に加え、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出した場合

(2) リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	開始月から6月以内	593円/月
	6月以降	273円/月

・(2)内容に加え、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行った場合

(3) リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	開始月から6月以内	793円/月
	6月以降	473円/月

※医師が利用者又は家族に説明した場合、上記に加えて 270円/月

⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算

医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを集中的に行った場合

退院（所）日又は認定日から3月以内	110円/日
-------------------	--------

⑥認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症であると医師が判断した者であって、生活機能の改善が見込まれると判断されたものに退院（所）日又は認定日から3月以内の期間に医師の指示を受けた理学療法士などセラピスト集中的にリハビリテーションを行った場合

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1週間に2日限度	240円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月に4回以上	1,920円/月

⑦生活行為向上リハビリテーション実施加算

生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえてリハビリテーションを実施し、利用者の有する能力の向上を支援した場合

開始月から6月以内 1,250円/月

⑧栄養アセスメント加算

他職種が共同して栄養アセスメントを実施し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合  
50円/月

⑨栄養改善加算

低栄養状態又はその恐れのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、サービスの実施、評価、計画の見直し及び管理栄養士が必要に応じて居宅を訪問した場合

月2回を限度 200円/回

⑩口腔・栄養スクリーニング加算

（Ⅰ）利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行った場合  
6月に1回を限度 20円/回

（Ⅱ）口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行った場合

6月に1回を限度 5円/回

⑪口腔機能向上加算

（Ⅰ）口腔改善のための計画を作成し、サービスの実施、評価、計画の見直しをした場合

月2回を限度 150円/回

（Ⅱ）加算（Ⅰ）に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合  
イ．リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定している場合

月2回を限度 155円/回

ロ．リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定していない場合

月2回を限度 160円/回

⑫重度療養管理加算

厚生労働大臣が定める状態にある利用者（要介護3以上に限る）に対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合

100円/日

⑬中重度者ケア体制加算

前年度又は算定日が属する月の前3ヶ月間の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護3・4・5の方の占める割合が30%以上の場合

20円/日

※年度により加算算定の有無があります

⑭科学的介護推進体制加算

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合

40円/月

⑮送迎減算（事業所が送迎を実施していない場合） 片道につき -47円/回

⑯退院時共同指導加算

退院前に医師または理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に利用された場合

1回のみ 600円/回

⑰移行支援加算

- ・リハビリテーションの提供を終了した方のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、100分の3を超えている場合
- ・リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行する際、リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供し、終了者に対して電話等で実施状況を確認し記録に残した場合

※年度により、加算算定の有無があります 12円/日

⑱サービス提供体制強化加算Ⅰ

(介護福祉士が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上配置している場合)

22円/日

⑲介護職員等処遇改善加算

- ・上記①～⑱までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

### 【3】その他の料金

#### ①食費

500円/日（実費）

※ 利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

#### ②支援活動費

活動内容により（実費）

施設内外での行事で、高齢者作品展・買物訓練等を希望され参加された場合にその実費分をお支払い頂きます。又、写真などの焼き増しを希望される場合も同様とします。

### 【4】支払い方法

- ・ 毎月10日から、前月分の請求書を発行し、27日（金融機関が休日の場合はその翌日）にご指定の口座から自動口座引き落としを行います。領収書は、次月の請求書と一緒にお渡しします。
- ・ お支払方法は、原則口座引き落としのみとなります。利用開始日までに‘預金口座振替依頼書（別紙）’の記入をお願いします。

利用できる金融機関：十八親和銀行普通預金（総合口座）のみ

※口座引き落としが困難な方は、窓口までご相談ください。